

3 県営住宅等整備基準(案)における長野県独自の基準

番号	項目	県営住宅等整備基準(案)	整備の具体的事例	参考とする方針・基準
1	【住棟及び集会所の構造】	低層住棟（地上2階建て以下）及び集会所は木造とする。		長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針
2	【世帯構成の多様化への対応】	世帯構成の多様化に配慮した整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な世帯構成に対応した住戸の供給 1住棟に様々な構成の世帯が入居できるよう、タイプが異なる住戸を組み合わせて整備 	
3	【駐車場整備】	整備する住戸数以上の駐車場及び来客用の駐車場を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 整備する住戸数以上の駐車場を確保 来客用駐車場を整備 	
4	【障害者対応・ユニバーサルデザイン】	誰もが利用しやすい設備機器等を積極的に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 入居予定者及び地域の実情に応じて車椅子利用者用住戸を整備 共用廊下・階段に点字ブロック（誘導床材等）を設置 ストレッチャー対応型エレベーターを設置 レバー水栓を設置 3点（浴室、台所、洗面）に給湯 来客用駐車場に車椅子利用者用区画を設置 	長野県福祉のまちづくり条例（特定施設整備基準）
5	【多雪・寒冷気候への対応】	寒冷地対策として、凍結防止対策及び寒冷地対応型設備を採用する。また共用部分の防雪対策を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 給水・給湯管に凍結防止ヒーター及び水抜設備を設置 洋風便器に暖房便座を使用 住戸玄関前に防雪スクリーンを設置 各居室にFF暖房機用のスリーブを設置 	
6	【景観育成への対応】	周囲の景観との調和に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 住棟及び附帯施設の色彩 屋根形状は勾配屋根 敷地内への植栽 	長野県景観計画 市町村景観計画
7	【県産木材の利用推進】	構造材（木造とした場合）や内装材に県産木材を積極的に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 住戸内に県産材カラマツ羽目板を使用 	
8	【環境負荷の少ない持続可能な社会への対応】	「信州リサイクル製品」として認定された製品を積極的に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 再・未利用木材による再生木質系資材を使用したベンチを設置 再生砕石、コンクリート2次製品等を使用 	信州リサイクル認定制度
9	【地球温暖化対策】	環境に配慮した設備機器を積極的に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> LED照明を使用 共用部分（共用廊下等）の照明に自動点滅器を使用 太陽光発電設備の設置 	
10	【防犯対策】	住戸内部への侵入防止対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ピッキングが困難な構造の玄関錠を使用 共用廊下に面した窓に侵入防止対策のため面格子を設置 	